

第2章 ごみ処理に関する現状と課題

第1節 本市の人口・ごみ量等の状況

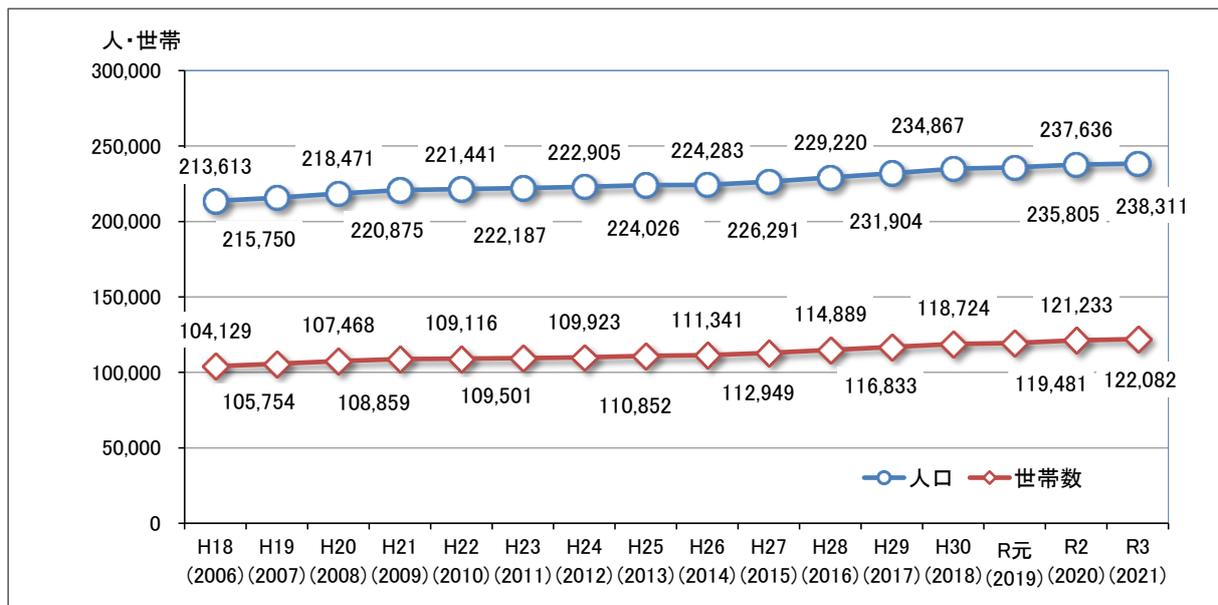
1.1 人口・事業所数

(1) 人口・世帯数

調布市の人口・世帯数は増加傾向にあり、令和3（2021）年10月1日の人口は約23万8千人、世帯数は約12万2千世帯です（図表5）。

総人口は、今後も緩やかに増加を続けることが予想されますが、令和12（2030）年の約24万2千人をピークに減少に転じることが予測されます。

図表5 人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日。外国人を含む）

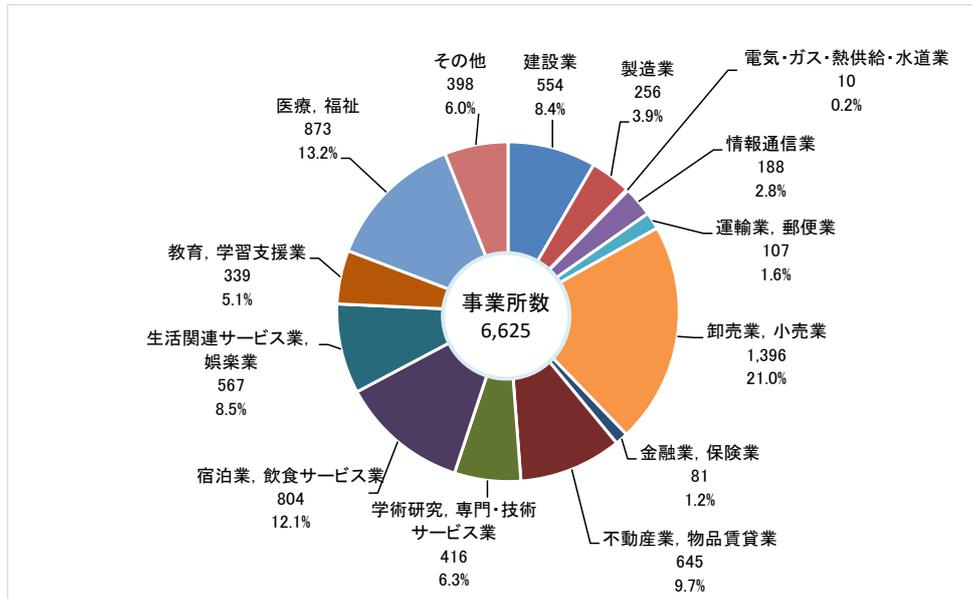
(2) 事業所・従業者数

令和3（2021）年度の経済センサス活動調査では、本市の民営事業所数は6,625事業所でした。業種別に最も多いのが卸・小売業で1,396事業所、次いで多いのが医療・福祉で873事業所です。（図表6）

図表7の各年経済センサスによる民営事業所数、従業者数を見ると、基礎調査・活動調査で調査手法が異なるため単純な時系列比較はできませんが、従業者数は増加する傾向にあることが見て取れます。

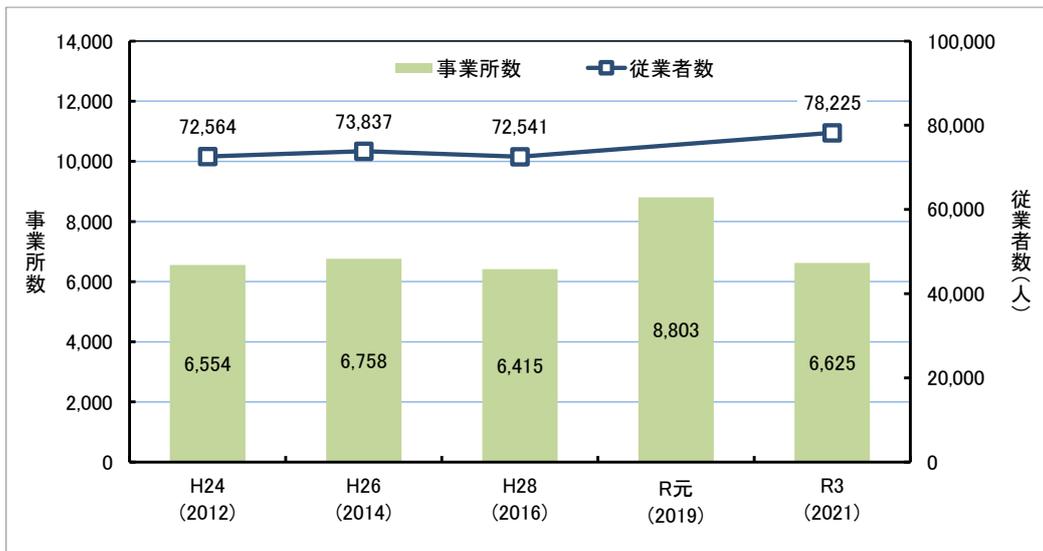
なお、経済センサスは数年おきの調査であるため、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は反映されていません。

図表 6 業種別事業所数



資料：平成 3 年経済センサス活動調査（民営事業所）

図表 7 経済センサスによる市内民営事業所数・従業者数



資料：経済センサス基礎調査・活動調査（民営事業所のみ）

平成 26 年・令和元年は経済センサス基礎調査，平成 24・28，令和 3 年は経済センサス活動調査。基礎調査と活動調査は調査方法が異なるため，単純な時系列の比較はできない。また，令和元年経済センサス基礎調査は従業者数を把握していない。

1.2 ごみ処理・リサイクルシステムの概要

調布市のごみ処理・リサイクルの流れを図表 8 に示します。

【燃やせるごみ（可燃ごみ）】

本市が収集した燃やせるごみ（可燃ごみ），及び事業系の可燃ごみ（持込ごみ）は，調布市と三鷹市で構成するふじみ衛生組合の焼却施設（クリーンプラザふじみ）で焼却処理されます。

【燃やせないごみ（不燃ごみ）・有害ごみ，ペットボトル，容器包装プラスチック】

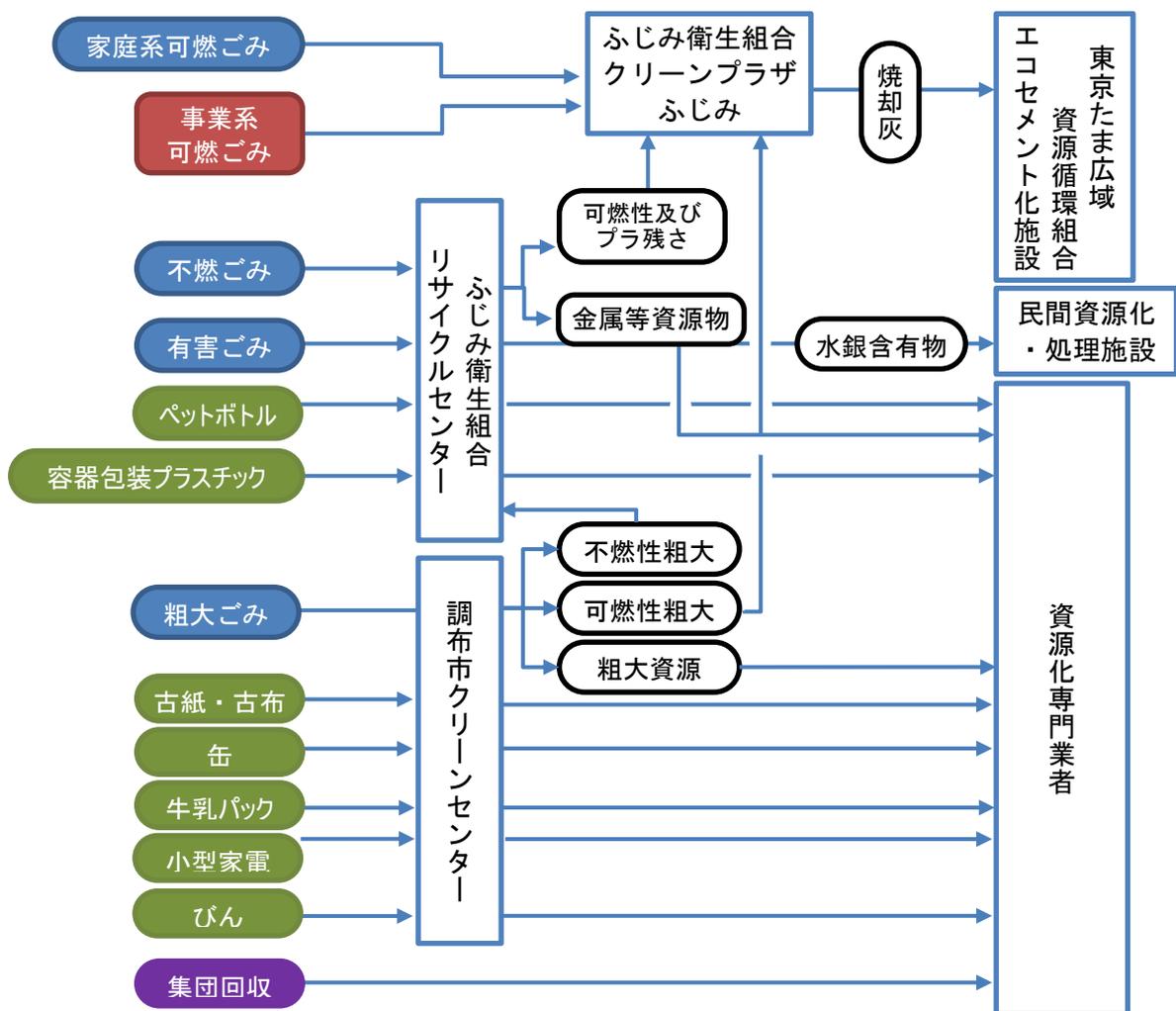
燃やせないごみ（不燃ごみ）・有害ごみ，ペットボトル及び容器包装プラスチックはふじみ衛生組合リサイクルセンターで選別処理された後，資源化可能物は再生利用され，その他残さは焼却処理されます。

【資源物（びん・缶，古紙・古布），粗大ごみ】

びん・缶，古紙・古布類等の資源物は，平成31（2019）年4月から稼働した調布市クリーンセンターや民間施設にて集積後，資源化されています。粗大ごみについても，クリーンセンターで解体後，可燃性粗大，不燃性粗大及び粗大資源に分けられます。

なお，焼却処理後の焼却灰は，その全量を多摩地域25市1町の自治体で構成する東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でセメント化していることから，調布市・三鷹市両市では今後も，埋立処分量ゼロを維持・継続しています。

図表8 ごみ処理・リサイクルの流れ



※テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機，パソコン，適正処理困難物は収集対象外

1.3 ごみの分別・収集体制の現状

本市のごみの分別・収集体制は図表 9 の通りです。

図表 9 ごみの分別・収集体制

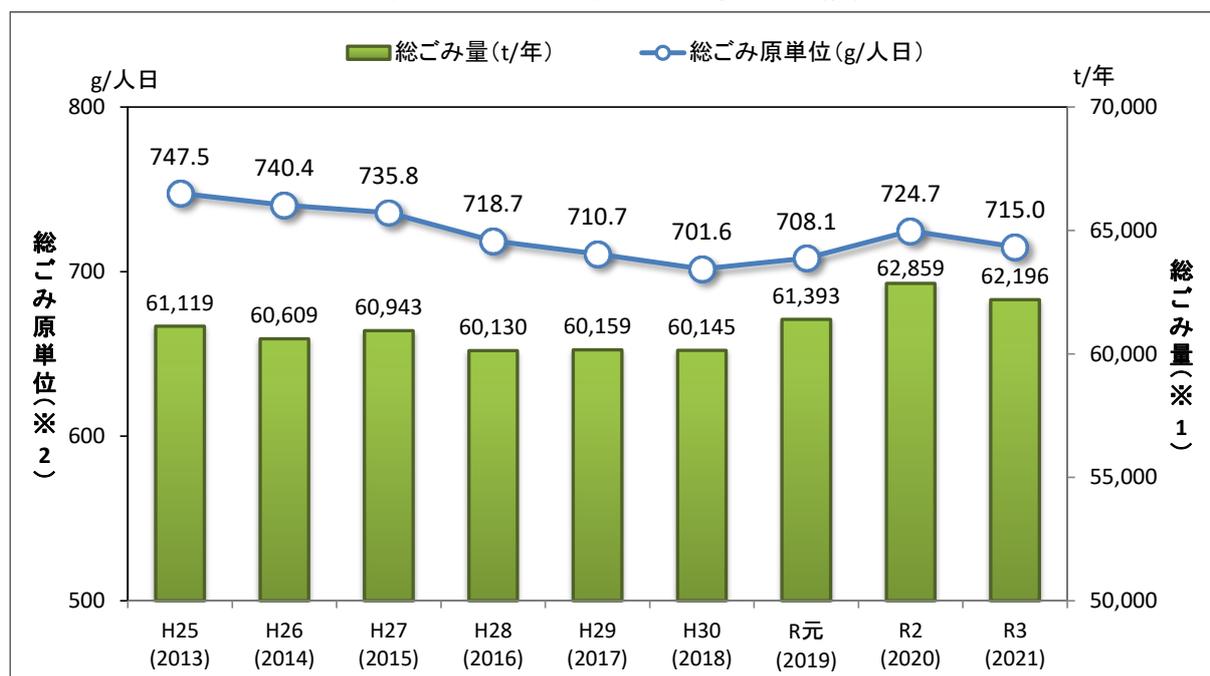
区分		収集回数	排出方法	収集形態	収集方法
可燃ごみ		週 2 回	指定収集袋（有料）	委託	戸別収集
不燃ごみ		隔週 1 回			
有害ごみ			容器		
資源物	古紙	週 1 回	紙袋またはひも掛け		
	古布		透明もしくは半透明の袋		
	缶		容器		
	びん		透明もしくは半透明の袋		
	容器包装プラスチック				
	ペットボトル	隔週 1 回	容器		
	使用済小型家電製品	随時	回収ボックス		
牛乳パック					
粗大ごみ		随時 （申込制）	処理券（有料）貼付	戸別収集	
せん定枝（資源化支援事業）			収集せずにチップにして排出者宅に戻す。	—	
集団回収		子ども会や自治会などの市民団体が、古紙類、鉄類、びん類等を集めて、資源物回収業者に引き渡す自主的な資源物回収のこと。調布市では、回収した資源物の引渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付している。			

1.4 本市のごみ量・資源物量の推移

(1) 総ごみ量

家庭系ごみ，資源物（集団回収を含む），事業系可燃ごみを合計した総ごみ量は，平成 30（2018）年度まで横ばいの傾向でしたが，令和元（2019）年度に増加に転じ，令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で急増しました。（図表 10）

図表 10 総ごみ量，総ごみ原単位の推移



※1 総ごみ量：家庭系ごみ＋事業系可燃ごみ＋資源物（集団回収を含む）

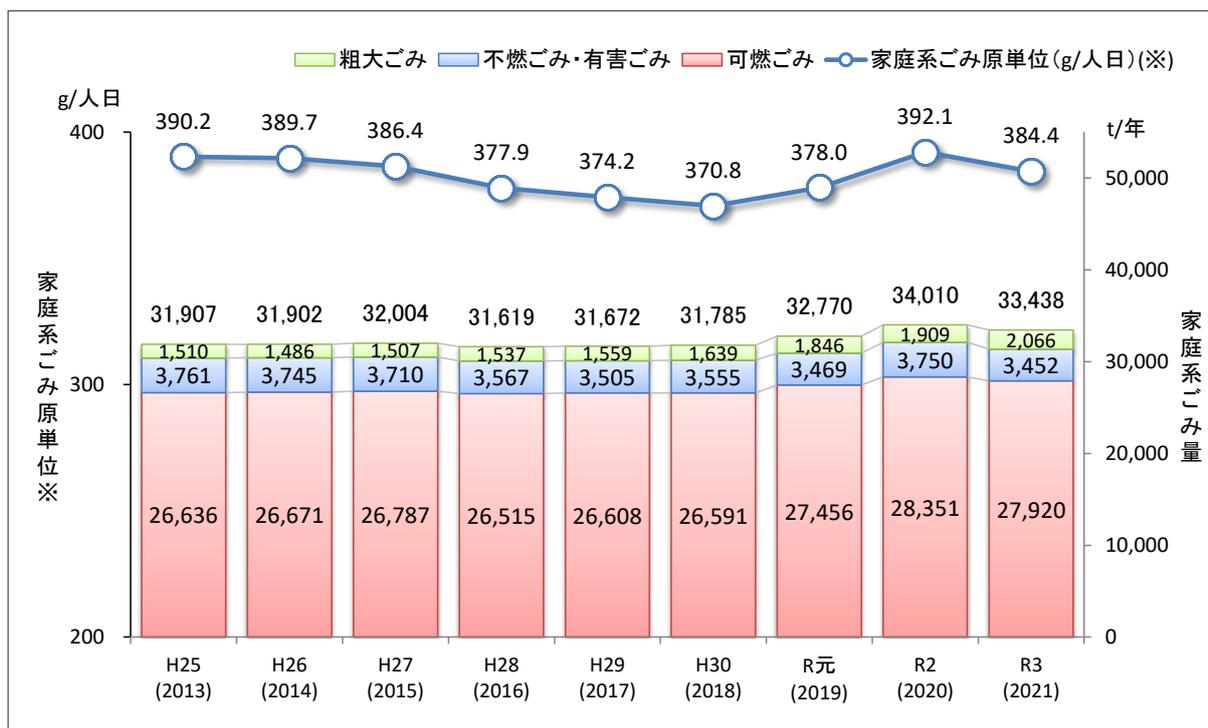
※2 総ごみ原単位：総ごみ量÷人口÷年間日数

(2) 家庭系ごみ量

家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）の排出量は，平成 30（2018）年度までほぼ横ばいでしたが，その間人口が増えていたこともあり，1人あたりの排出量は減少していました。（図表 11）

令和 2（2020）年度はコロナ禍の巣ごもり需要の増加による影響で，家庭で過ごす時間が増えた事により大きく増加しましたが，令和 3（2021）年度はやや減少しました。

図表 11 家庭系ごみ量（年間量，原単位）の推移

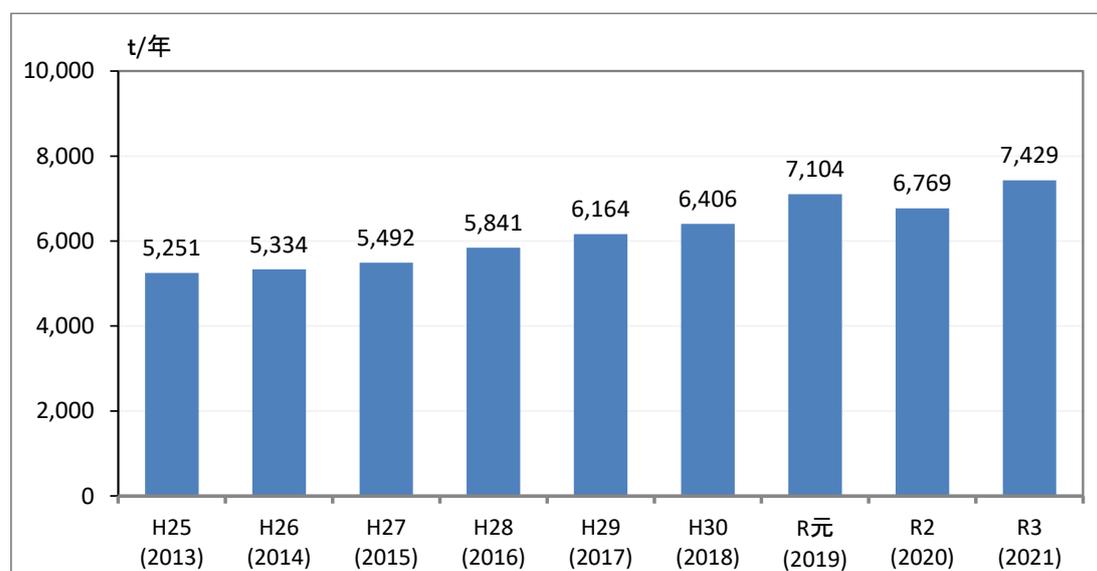


※家庭系ごみ原単位：家庭系ごみ（可燃，不燃，有害，粗大）量÷人口÷年間日数

(3) 事業系可燃ごみ量

事業系可燃ごみ量はほぼ一貫して増加傾向にあります。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の営業自粛などで、一時的に前年度よりも減少しました。（図表 12）

図表 12 事業系可燃ごみ量の推移

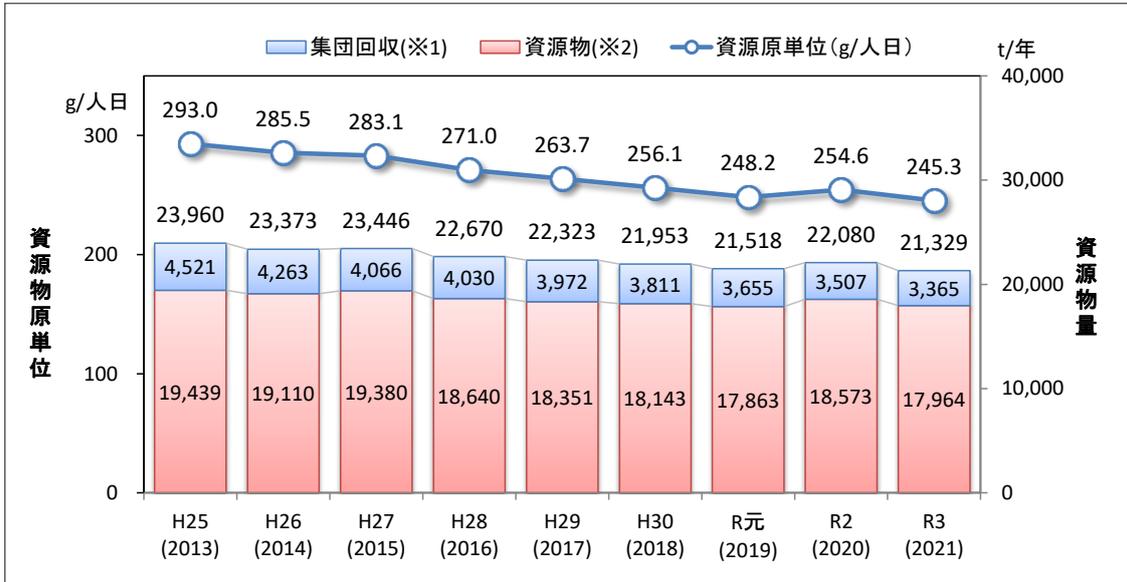


※事業系可燃ごみ量：清掃工場に持ち込まれた事業系の可燃ごみ量

(4) 資源物の量・リサイクル率

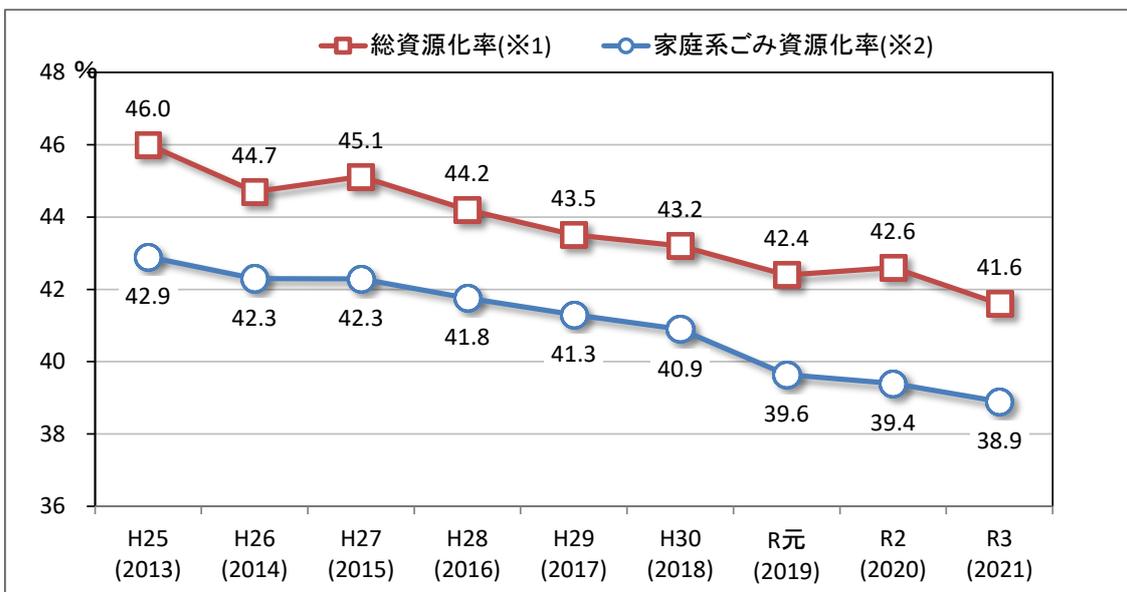
資源物の量は、近年減少傾向にあります。資源物の総量が減っている影響から、「総資源化率」「家庭系ごみ資源化率」といったリサイクル率も低下傾向です。(図表 13, 図表 14)

図表 13 資源収集量, 集団回収量の推移



※1 集団回収：子ども会や自治会など市民団体が回収した資源
 ※2 資源物：行政が分別収集した資源

図表 14 総資源化率・家庭系ごみ資源化率の推移



※1 総資源化率 = $\frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} (\text{※3}) + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量}}$

※2 家庭系ごみ資源化率 = $\frac{\text{資源物収集量} + \text{集団回収量}}{\text{総ごみ量} - \text{事業系ごみ量}}$

※3 中間処理施設資源化量：不燃ごみの破碎・金属回収や焼却灰のエコセメントなど中間処理後の資源化量

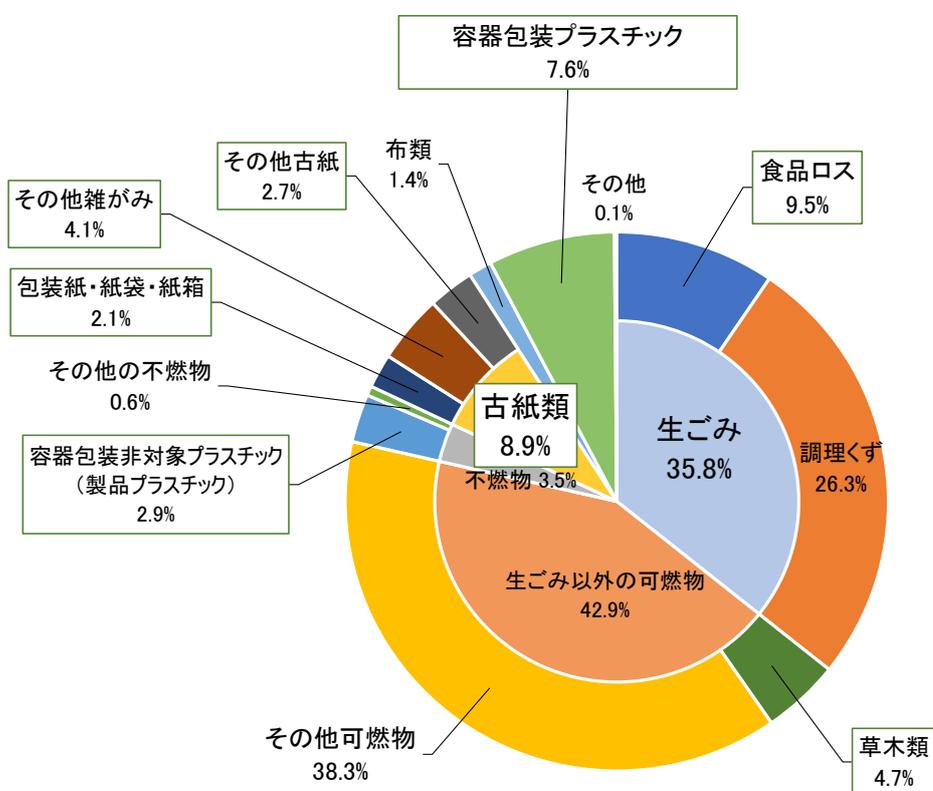
1.5 ごみの組成

(1) 燃やせるごみ（可燃ごみ）

令和 3（2021）年度の組成分析調査では、燃やせるごみの中には、資源物として「古紙類」が 8.9%含まれており、中でも「包装紙・紙袋・紙箱」が 2.1%、「その他雑がみ」が 4.1%となっています。2 つを合わせた「雑がみ」は、燃やせるごみの中の 6.2%を占めており、分別の徹底が必要です。

「食品ロス」は 9.5%含まれており、食べ残しや賞味期限切れ食品などの廃棄を少なくしていくことが重要です。（図表 15）

図表 15 燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成



資料：令和 3 年度詳細組成分析調査



可燃ごみに混入した食品ロス（左），雑がみ（右）

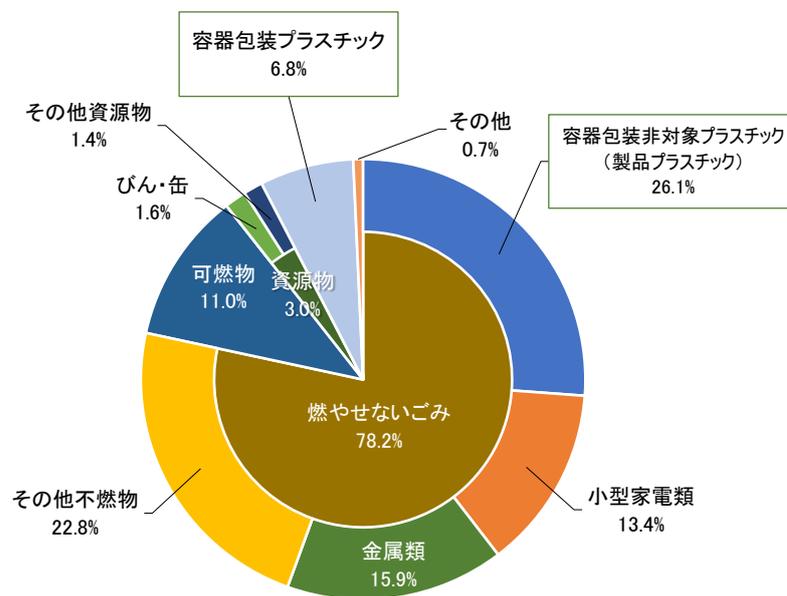
(2) 燃やせないごみ（不燃ごみ）

燃やせないごみの中には、「容器包装プラスチック」が 6.8%、「容器包装非対象プラスチック」（製品プラスチック）が 26.1%含まれています。（図表 16）

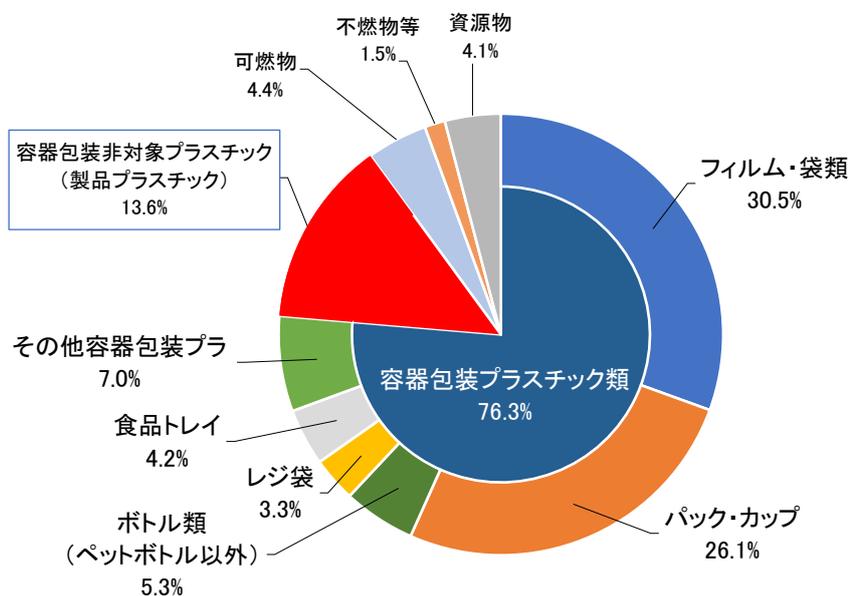
(3) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチックの中身を種類別に見ると、「フィルム・袋類」が最も多く 30.5%、次いで「パック・カップ」26.1%、「ボトル類（ペットボトル以外）」5.3%、「レジ袋」3.3%などとなっています。（図表 17）

図表 16 燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成



図表 17 容器包装プラスチックの組成



資料：令和3年度詳細組成分析調査

第2節 国・都や国際的な動向

2.1 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30（2018）年 6 月に閣議決定しました。国際的な課題として、食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマス（食品、木など）、金属類の徹底した資源循環や、地域での災害廃棄物対策（災害廃棄物処理計画の策定など）の推進などを掲げました。

(2) 食品ロス削減推進法の制定・施行

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）は、令和元（2019）年 10 月 1 日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

(3) プラスチック資源循環促進法の制定・施行

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称：プラスチック資源循環促進法）プラスチックごみの発生抑制やリサイクルをさらに推進するため、令和 4（2022）年 4 月から施行された法律です。同法では、

- プラスチック製品の環境配慮設計をすすめること

- 小売・サービス事業者における使い捨てプラスチックの使用の抑制といった製造・流通・販売に関わる新たな仕組みが盛り込まれています。

また、市町村のプラスチック類の分別収集を促進するため、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収し、容器包装リサイクル法のしくみで資源化する制度などが盛り込まれました。

2.2 東京都の動向

東京都は、令和 3（2021）年 9 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。計画期間は令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とし、「2050 年を見据えた 2030 年のビジョン」を提示するものとなっています。

2.3 国際的な動向

持続可能な開発目標 ^{エス・ディー・ジーズ} S D G s (Sustainable Development Goals) が、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、令和 12 (2030) 年を期限とする 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットからなっています。

図表 18 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

本計画策定前後の主なできごとを次ページの図表 19 に示します。

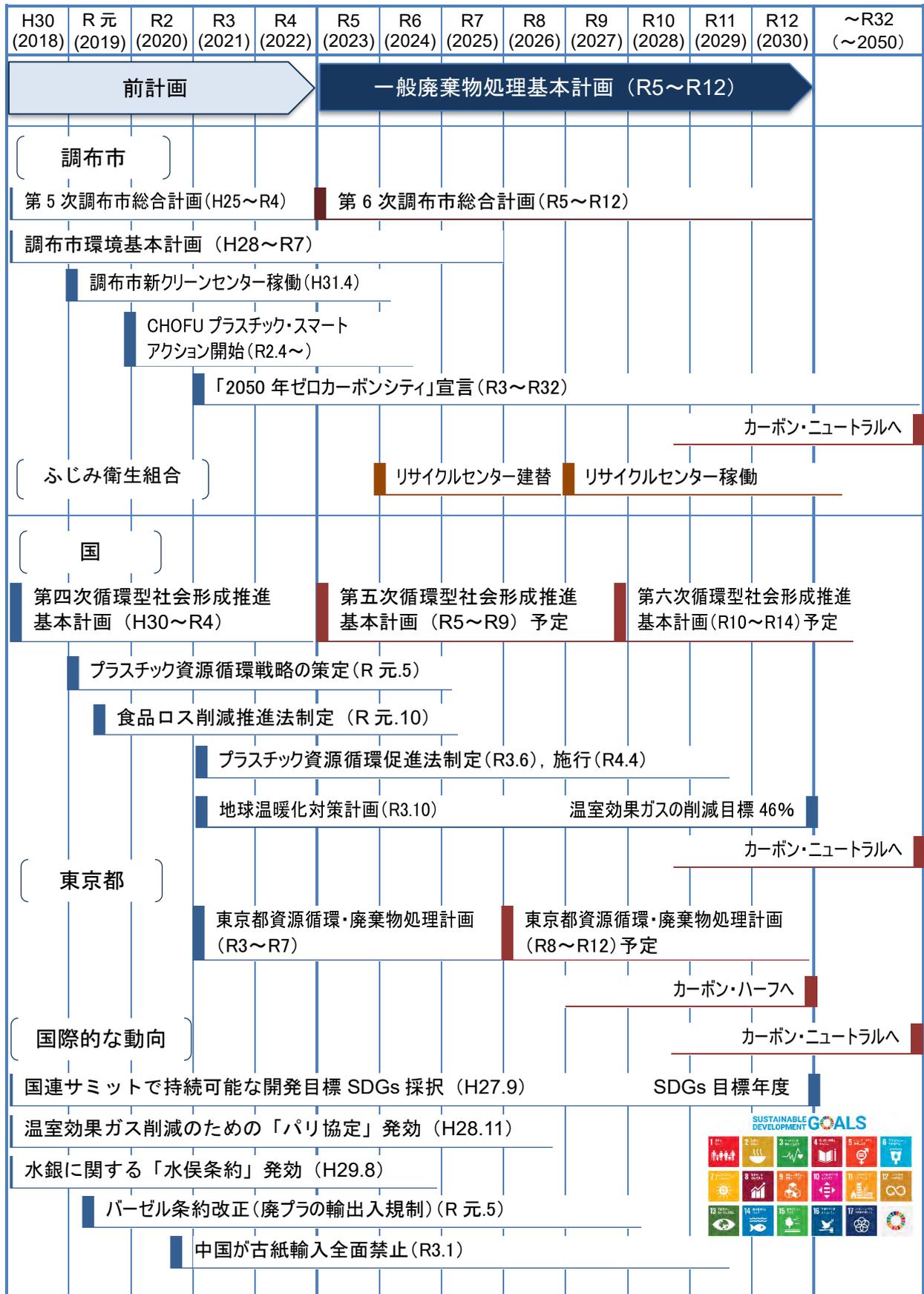
持続可能な社会とは？

持続可能(サステイナブル)な社会とは、「地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会」を指します。経済発展や技術革新により、人々の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で私たちのこの便利な生活は、私たちが豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

未来の人たちも含めたすべての人が安心して暮らしていくため、これらの国際社会で共通の課題について、2030年までに世界中で解決するための目標を「持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals)」と呼んでいます。

図表 19 現行計画の計画期間と主なできごと



第3節 計画策定に向けての課題

3.1 地球環境問題への対応

近年、気候変動問題をはじめとする地球環境問題がますます深刻化しており、「持続可能な社会の形成」が世界的に取り組むべき課題となっています。そのため、各国では持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が進められており、本市においては令和3年4月、市民や事業者とともに総力を挙げてカーボン・ニュートラル（二酸化炭素排出実質ゼロ）を目指すため、市と市議会が共同で「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

ごみ処理・リサイクル事業においても、温室効果ガスや食品ロスの削減といった「つくる責任・つかう責任」（SDGsのゴール12）の徹底など、「持続可能な社会づくり」に資する取組をより一層推進する必要があります。



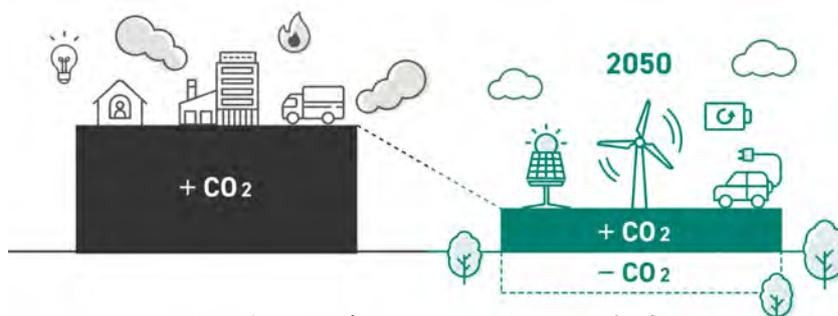
調布市・調布市議会共同のゼロカーボンシティ宣言

カーボン・ニュートラルとは？

カーボン・ニュートラルとは、二酸化炭素(CO₂)など温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。日本も国全体として、2050年のカーボン・ニュートラルを目指しています。

例えばごみ処理において、石油由来のプラスチックごみを焼却処理すると、燃やした量以上のCO₂が発生します(プラスチックを1トン燃やすと、その2.77倍のCO₂が排出されると言われています)。

一方、木や紙、生ごみは生物由来であり、焼却処理によりCO₂が発生しても、その分作物や草木を育てれば、実質ゼロカーボン=カーボン・ニュートラルとなります。



2050年カーボン・ニュートラルの概念図

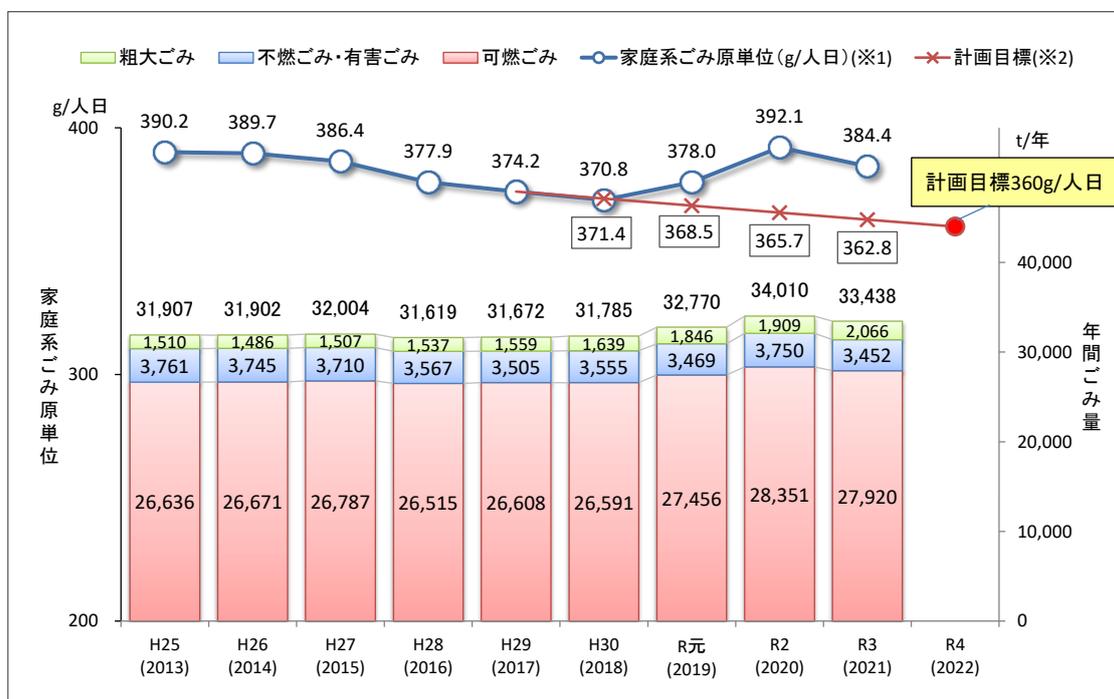
資料：環境省

3.2 さらなる発生・排出抑制の推進

前計画では、令和4年度に1人1日あたりの家庭系ごみ量（家庭系ごみ原単位）を360g/人日とすることを目標としていましたが、コロナ禍に伴う家庭系ごみの急増等もあり、令和元年度以降の実績は目標値を上回って推移しています。（図表20）

食品ロスの削減や使い捨てプラスチック類の発生抑制など、より一層の発生・排出抑制を推進する必要があります。

図表20 家庭系ごみ量の推移と前計画の目標



※1 家庭系ごみ原単位＝家庭系ごみ（可燃,不燃,有害,粗大）÷人口÷年間日数

※2 平成30年度～令和3年度の計画目標は、平成29年度実績と最終年度（R4年度）目標から算出した按分値です。

令和元(2019)年度は消費税率改定に伴う駆け込み需要の影響を受け、令和2(2020)年度はコロナ禍の影響を大きく受けた結果、家庭系ごみ量が急増しました。



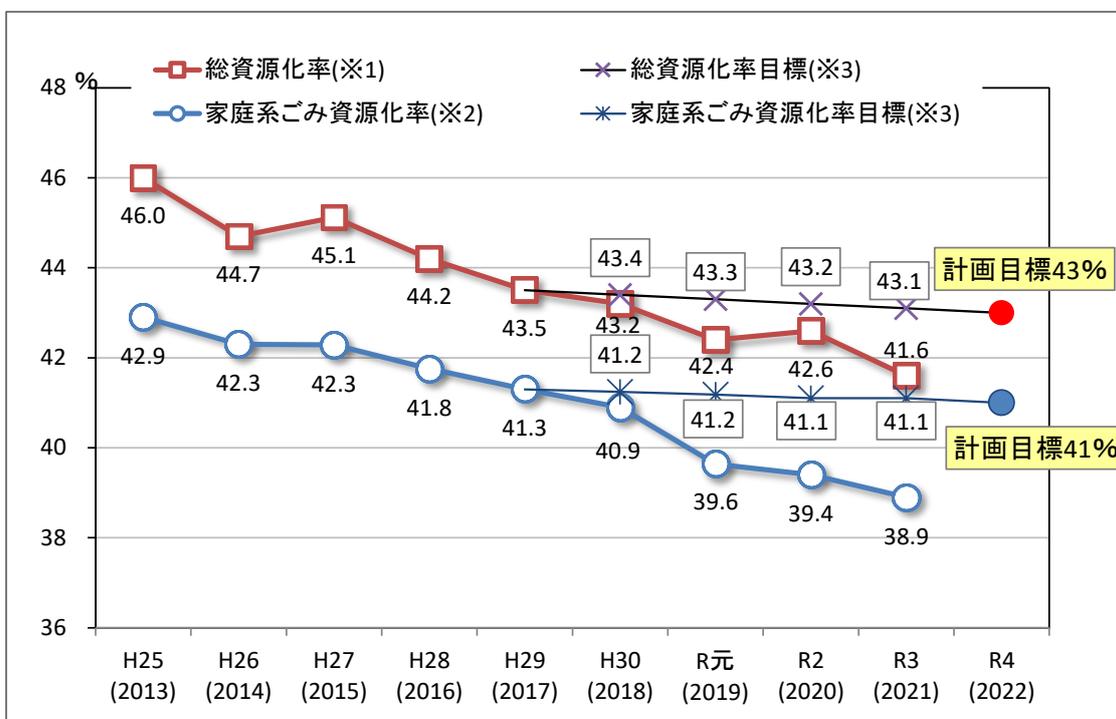
3.3 分別の徹底とリサイクル

前計画では、古紙類の排出量が年々減少していることを踏まえ、資源化率の水準を現状維持していくことを目標としていましたが、令和元年度以降の実績は、目標値をさらに下回って推移しています。（図表 21）

ごみの「発生抑制」が最優先であることを踏まえれば、資源排出量の減少に伴う資源化（リサイクル）率の低下は致し方ない面もありますが、依然として排出されているごみの 4 割はリサイクルされていることから、これら再生資源の安定確保による資源循環は、引き続き重要な課題です。

したがって、さらなる分別の徹底により適切に排出される資源物の品質向上や、民間ルート等、多種多様な回収ルートの確保が必要です。

図表 21 資源化率の推移と計画目標



※1 総資源化率 = (資源物 + 中間処理施設資源化量 + 集団回収) ÷ 総ごみ量

* 粗大ごみからの金属回収や焼却灰のエコセメント化を含む

※2 家庭系ごみ資源化率 = (資源物 + 集団回収) ÷ (総ごみ量 - 事業系ごみ量)

* 家庭から出る不用物の内、資源として分別された割合

※3 平成 30 年度～令和 2 年度目標は、平成 29 年度実績と最終年度 (R4 年度) 目標から算出した按分値です。

調布ごみダイエット注意報

市民1人1日当たりのごみ排出量が目標に到達できているかを四半期ごとにお知らせし、ごみ減量の啓発を行うコンテンツであり、令和2(2020)年度から開始した取組です。



3.4 市民・事業者との連携

未利用の食品や使い捨てプラスチックをなるべくごみにしないようにしたり、資源やごみの分別を徹底したりすることなど、市民や事業者の御理解・御協力がなければ進めることはできません。

さらに、ごみの発生・排出抑制やリサイクルを「経済活動」の中にしっかりと組み込み、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする線形経済（リニア経済）から持続的な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）へと変革していくには、市民の日常の消費行動や事業者の経済活動のあり方を変えていく必要があります。

市の清掃事業（3Rの推進、ごみの適正・安定処理）は市民・事業者の日常的な活動と行政との最も身近な接点であることから、あらゆる施策において市民・事業者との連携を強化していくことが求められます。また、連携強化を図るためには、効果的な情報発信、環境教育等を引き続き充実させていく必要があります。

サーキュラー・エコノミーと3原則

これまでは「生産→使用→廃棄」という一方通行の線形経済（リニア・エコノミー）が主流でしたが、採掘できる天然資源の量や、廃棄物の処理能力には限りがあるので、このスタイルの経済活動は長期的には持続不可能です。一方、循環型経済（サーキュラー・エコノミー）とは、経済活動においてモノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで既存のモノをムダにせず、その価値を最大限に生かす循環型の経済システムを指します。サーキュラー・エコノミーでは、「廃棄物と汚染を生み出さないこと」「製品や素材を（高い価値の状態のまま）流通・循環させ続けること」「自然を再生させること」の3つを原則としています。

3.5 災害等への対応

近年、地球温暖化の影響により記録的な猛暑や集中豪雨などが頻発しています。特に、令和元年10月に発生した東日本台風（台風19号）は、日本各地に甚大な被害をもたらした。市内でも多摩川沿いなどで大規模な浸水被害が生じました。

また、令和2年からはじまった新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、市民生活や事業活動を直撃した結果、巣ごもり需要の増加によるごみの急増や、海外諸国のロックダウン（都市封鎖）により輸出できなくなった資源物（古布）が国内に滞留するなど、ごみの適正処理・リサイクル事業にも多大な影響をもたらしました。

今後とも、大規模災害や感染症の拡大など大きな社会変動に際しても、生活環境保全の観点から安定的なごみ処理・リサイクル事業の対応が図れるよう、計画的に備えを整備していくことが求められています。



東日本台風（台風19号）のり災ごみ



輸出先のロックダウンにより国内に滞留した古布類